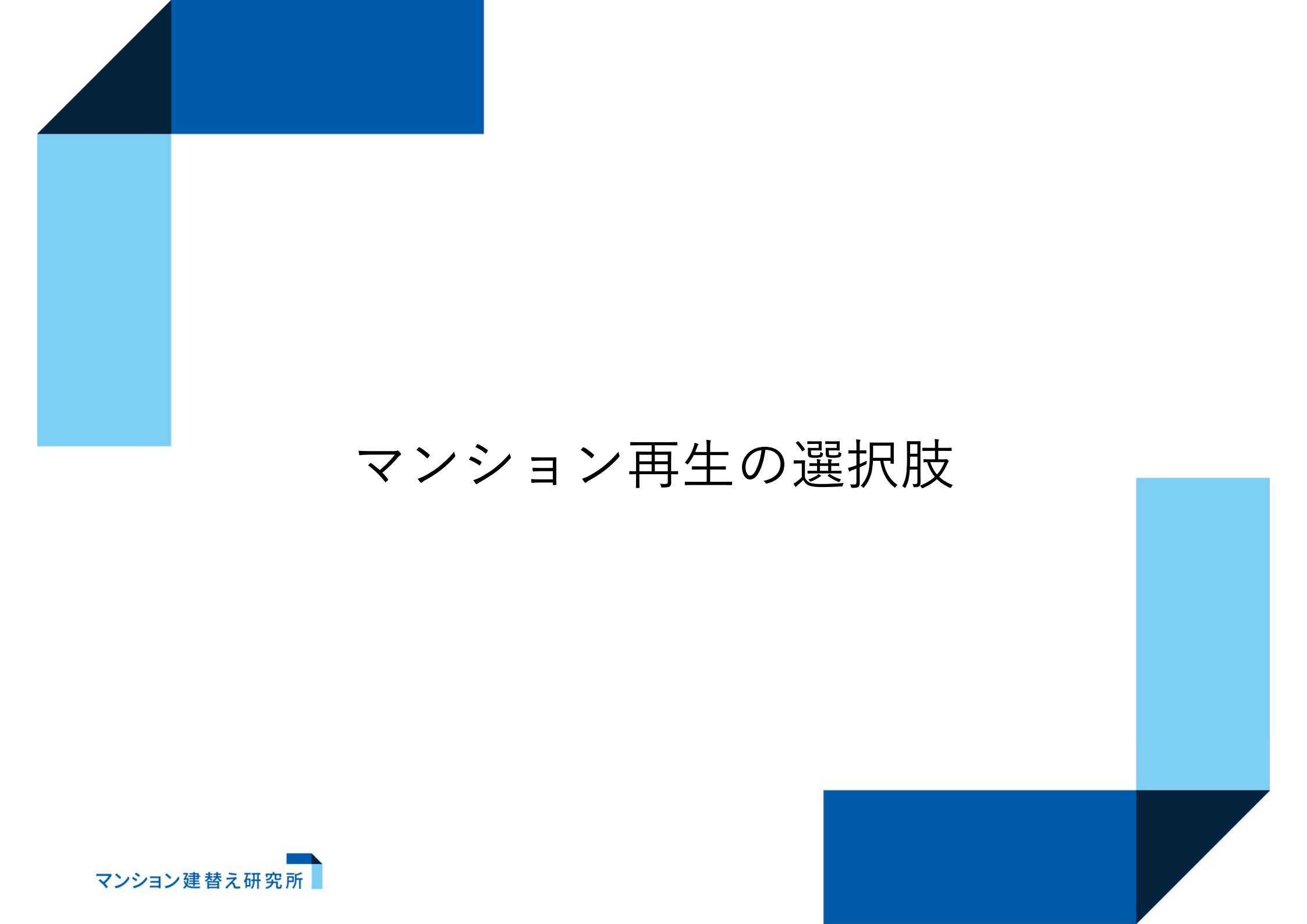


高経年マンションの再生はどうなる？

2025年11月1日

都市住宅とまちづくり研究会理事

旭化成マンション建替え研究所特任研究員 大木祐悟



マンション再生の選択肢

高経年マンションの再生の選択肢

現行法と改正法で選択肢が異なる

現行法（大規模改修、売却も再生手法と考える）

再生手法	現行法	改正法（令和8年4月1日施行）
大規模改修	区分所有法17条と18条で対応可能	決議要件一部緩和、出席者多数決議
一棟リノベーション（建物更新）	区分所有者全員の同意が必要	建物更新決議（法64条の5）
建替え	建替え決議（法62条）	決議要件一部緩和
売却	マンション敷地売却決議（マンション建替え円滑化法108条）	建物敷地売却決議（法64条の6） 建物取壊し敷地売却決議（法64条の7）
建物の取壊し	区分所有者の全員同意が必要	取壊し決議（法64条の8）

＊改正法は令和8年4月1日施行となる

改正法の「建物更新」「売却」「取壊し」の決議の手続きは建替えの手続きに準じている。その後の「再生組合」や「建物敷地売却組合」等の手続きは、建替えと似た部分と異なる部分がある。

前頁の各項目の合意形成の要件

選択肢	現 行 法	改 正 法
大規模改修	区分所有者と議決権の各3/4	同左（集会出席者が分母となる） 一定の要件を満たす場合は2/3決議
一棟リノベーション （建物更新）	区分所有者の全員の同意が必要	区分所有者と議決権の各4/5（議決権を有しないものを除く）＊
建替え	区分所有者と議決権の各4/5	同左（議決権を有しないものを除く） ＊
マンション敷地売却	区分所有者と議決権と敷地共有持分価格の各4/5	削除（建物敷地売却決議、建物取壊し敷地売却決議に移行）
建物敷地売却	区分所有者全員の同意が必要	区分所有者と議決権と敷地利用権の持分価格の各4/5（議決権を有しないものを除く）＊
建物取壊し敷地売却	区分所有者全員の同意が必要	区分所有者と議決権と敷地利用権の持分価格の各4/5（議決権を有しないものを除く）＊
取壊し	区分所有者全員の同意が必要	区分所有者と議決権の各4/5（議決権を有しないものを除く）＊

＊一定の要件を満たしたときは決議要件は 4 / 5 → 3 / 4 となる

再生を検討するときの留意点

再生の発意

検討
段階

- ・ 各再生手法の検討と再生手法の決定
- ・ 再生を進めるに際しての課題の整理
- ・ 再生を進めるための資金計画の策定等

再生の方向性（建替え、建物更新、売却、取壊し）を決定

計画
段階

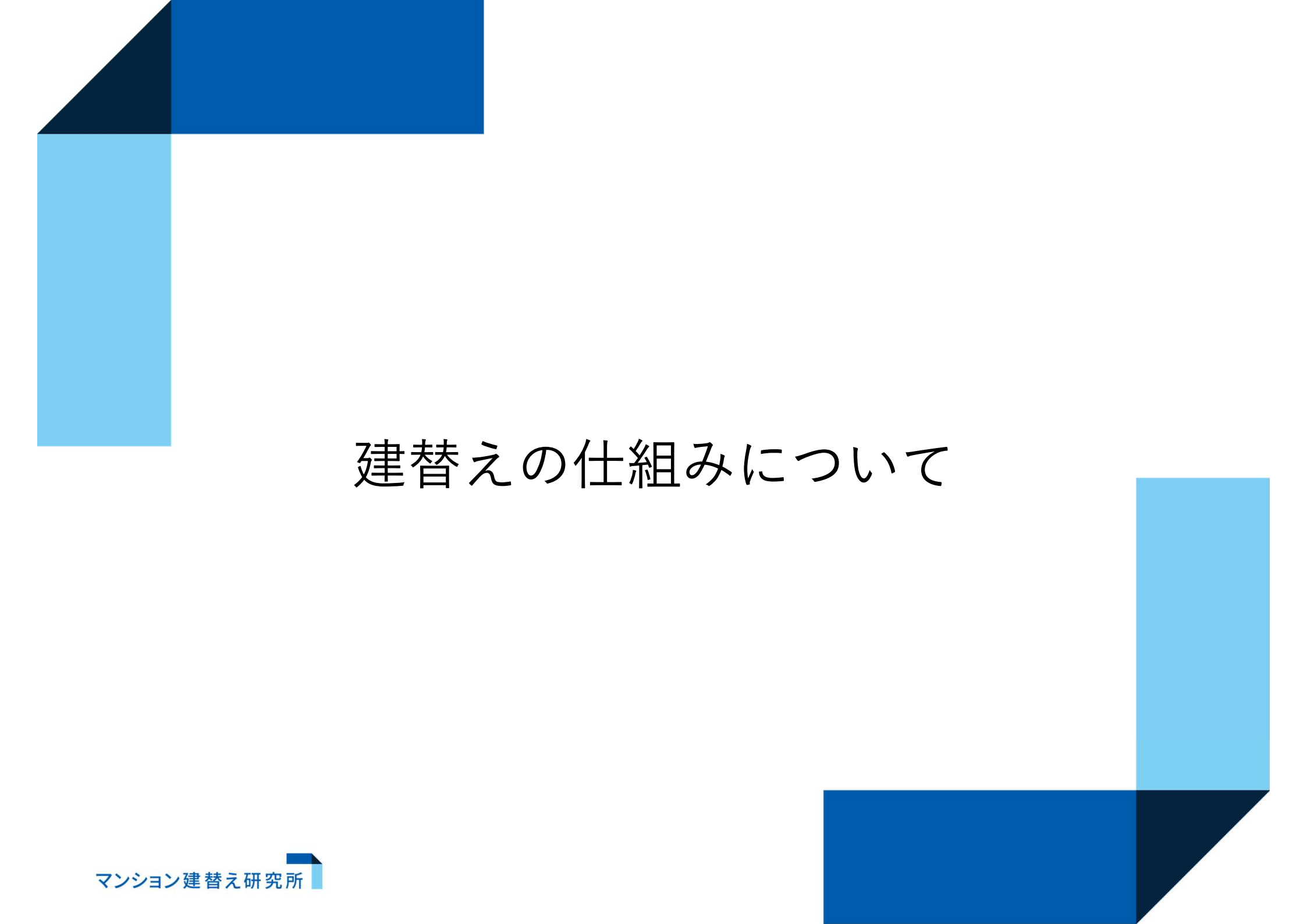
- ・ 決議集会に向けた準備と計画の確定
- ・ 資金計画の確定
- ・ 課題の洗い出しと対応等

総会で決議（建替え、建物更新、売却、取壊し）

実施
段階

- ・ 資金調達
- ・ 課題への対応と可能な場合は解決
- ・ 工事計画の確定と発注等

再生の実現



建替えの仕組みについて

建替えについての二つの手続きの概要

法律の規定内容

再生法の建替え

民法による建替え

建替え決議（区分所有法62条）

マンション再生組合の設立認可 （再生法9条）

- 決議合意者の3/4以上の同意で認可申請
- デベロッパーも組合に参加（参加組合員）

反対区分所有者への売渡し請求 （再生15条）

- 反対区分所有者から組合が時価で買取り

権利変換計画の決定・行政認可 （再生法55条～）

- 議決権と共用部分持分割合の各4/5決議
- 公正な審査委員の過半数の同意
- 従前マンションの区分所有権、担保権、借家権は、原則、再建マンションに移行
- 転出者は期日までに補償金を取得

組合がマンションの権利を取得 （再生法71条）

- 権利変換期日に権利が一斉に変動

建替事業 （再生法97条～）

反対区分所有者への売渡し請求 （区分所有法63条）

- 反対区分所有者から、賛成区分所有者が時価で買取り

※以下、建替え実施の具体的一例

区分所有権の売却

- 個々の区分所有権を任意の売買契約で事業者（デベロッパー）に売却
- ⇒ 事業者が建替えを実施後、区分所有者が事業者から新築のマンションの区分所有権を取得（従前区分所有権と等価でない場合、区分所有者による費用負担あり）
- 行政認可等は不要

建替事業

参考：決議後の事業の進め方について

「円滑化法の組合を設立する手法」と「任意の契約で進める手法」

円滑化法の組合を設立する手法

- ・ 契約ではなく組合の決議と行政の認可（権利変換手法）で建替えを進めることが可能
- ・ 税制上の特例等がある
- ・ 行政が関与する事業であるため、手続き等で一定の時間がかかる可能性がある

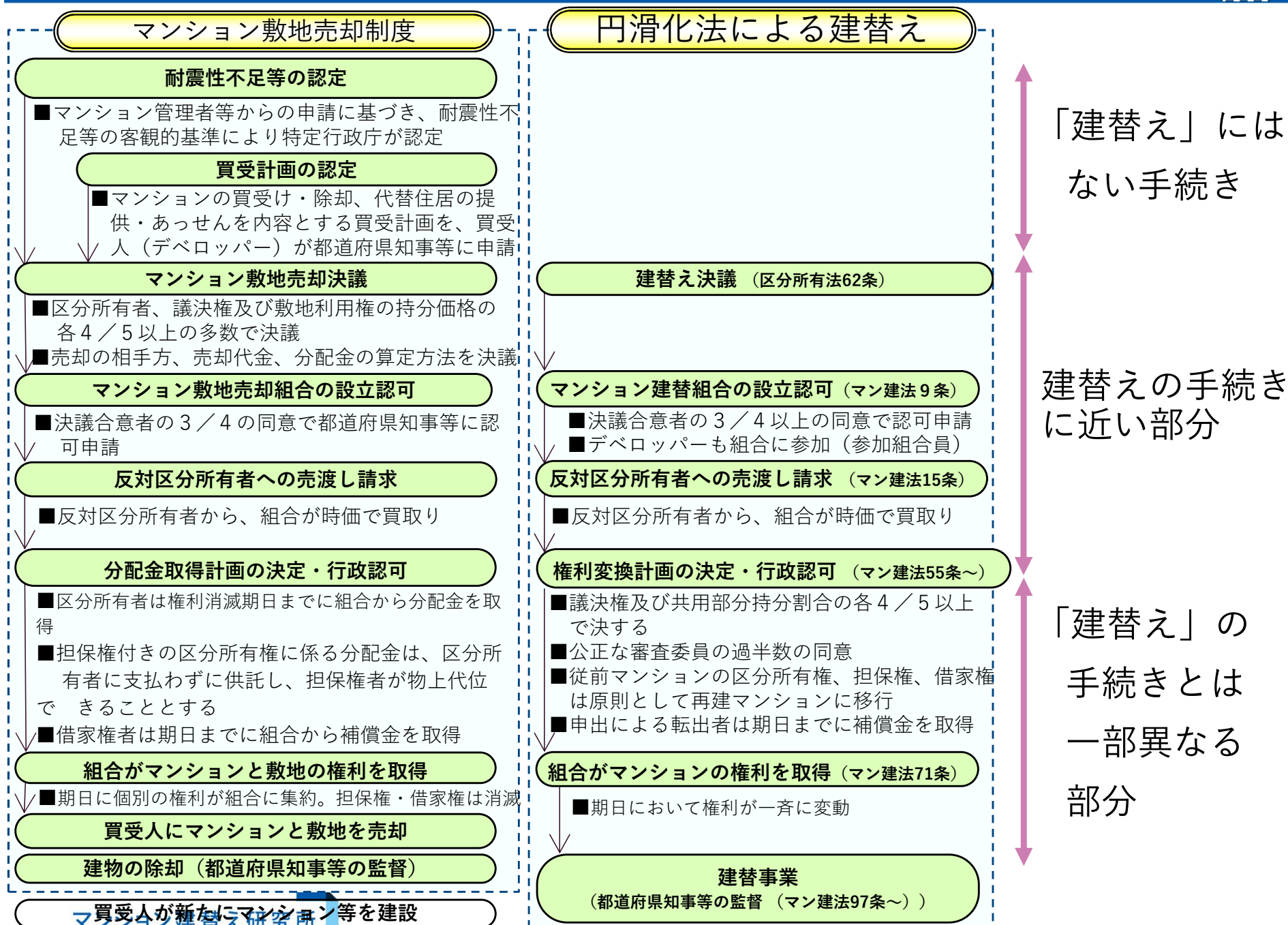


任意の契約で進める手法

- ・ 建替え参加者全員による契約で進める事業である
- ・ 立地や所有者によっては、税制上の特例を受けることが困難な場合がある。
- ・ 建替え参加者全員が協力的なときは、契約の方が手続きが早く進む

参考：「マンション敷地売却事業」の基本的な手続き

法律の規定内容



建替えを阻害する要因

主たる要因として次のようなものがある

1. 経済的な負担の大きさ

2. 区分所有者における個々の課題

- ・ 相続
- ・ 成年後見
- ・ 資金調達の可否等

3. 区分所有者の人間関係

- ・ 「〇〇が賛成なら、私は反対」等のケース

4. 関係権利者の存在

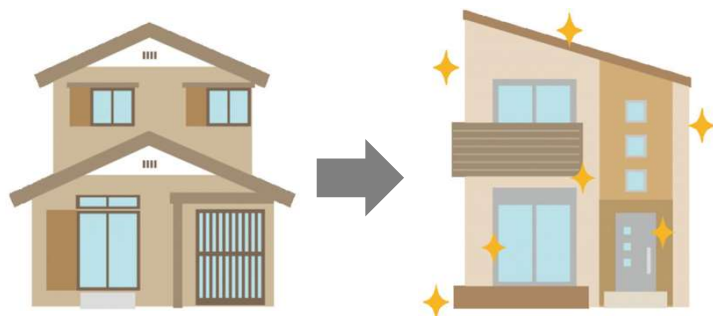
- ・ 借家権や抵当権等

建替えの仕組み

「マンションを建て替える」とは、このようなイメージ

一戸建の建替え

※「自主建替え」はこちらのイメージ。



- ◆ 建てる人・施主 → **所有者**
- ◆ 意思決定 → **本人次第**
- ◆ 資金調達 → **自ら**

マンションの建替え

※円滑化法に基づく組合施行を想定



- ◆ 建てる人・施主 → **建替組合**
- ◆ 意思決定 → **管理組合総会**
- ◆ 資金調達 → **建替組合**
(組合員・参加組合員)

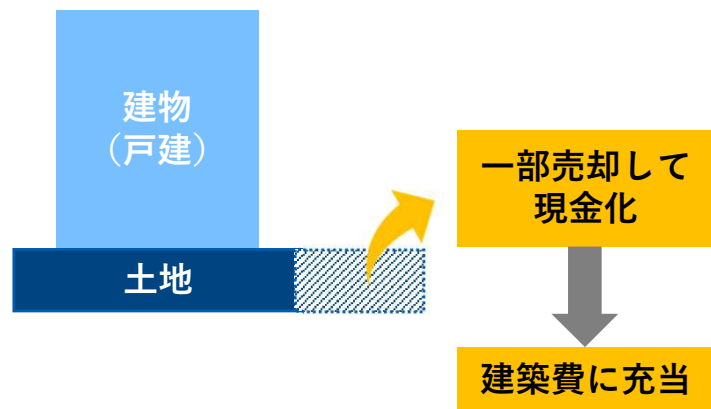
これまで進められてきた建替えの仕組み

土地の一部売却による一戸建住宅の建替えと、マンションの建替えのイメージ

一戸建の建替え

◆ 資金負担を減らす例

→ 土地の一部を売り
建築費に充当

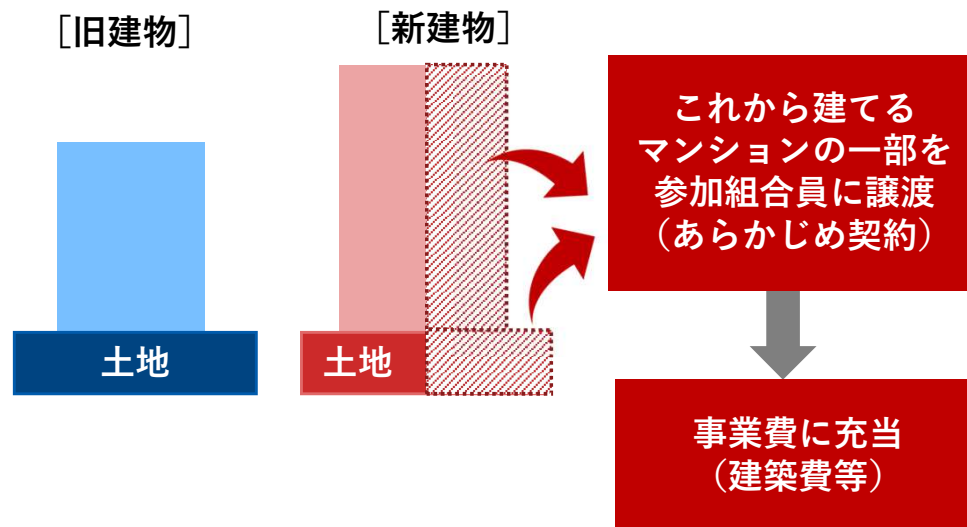


マンションの建替え

※円滑化法に基づく組合施行を想定

◆ 考え方

→ 建替え後のマンションの床を
参加組合員*に譲渡する(売る)
前提で事業費を捻出



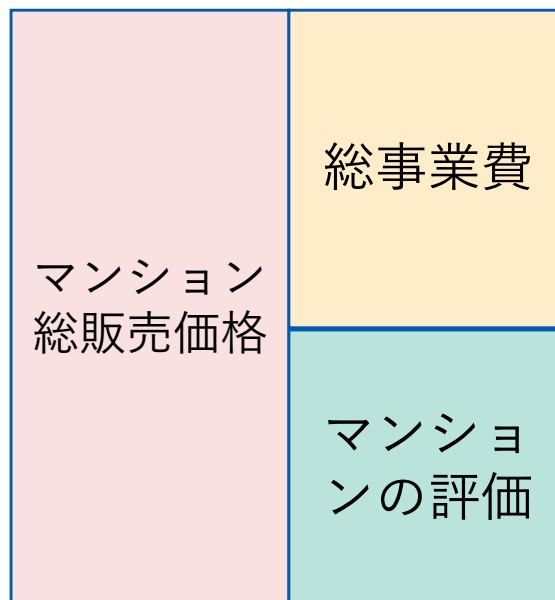
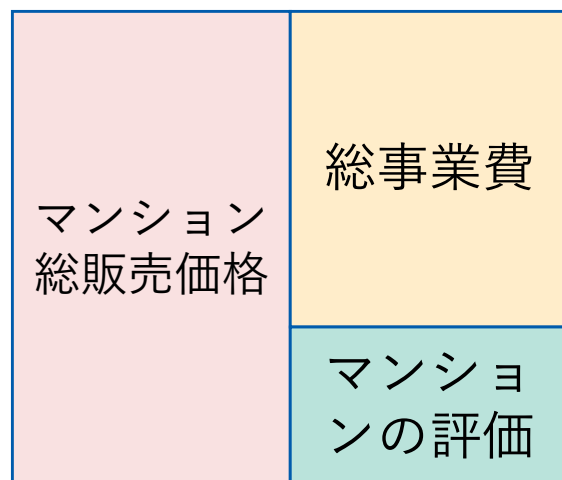
* 参加組合員

…円滑化法に基づく組合施行の場合、主にデベロッパーが参加組合員として建替組合の一員になる。

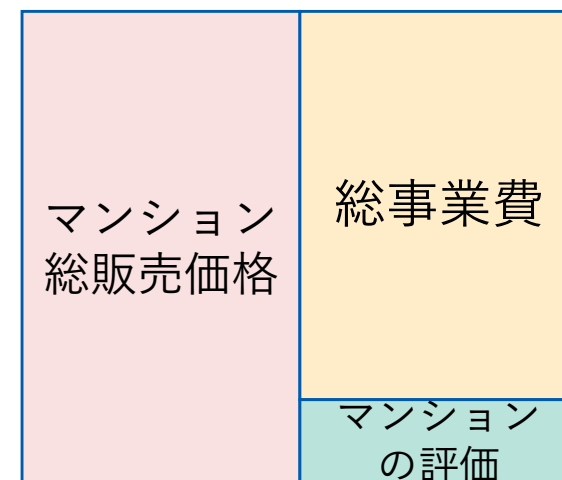
建替えを前提とした評価

完成後のマンションの販売総額から事業費を控除した金額が評価額

販売価格上昇、事業費は同じ



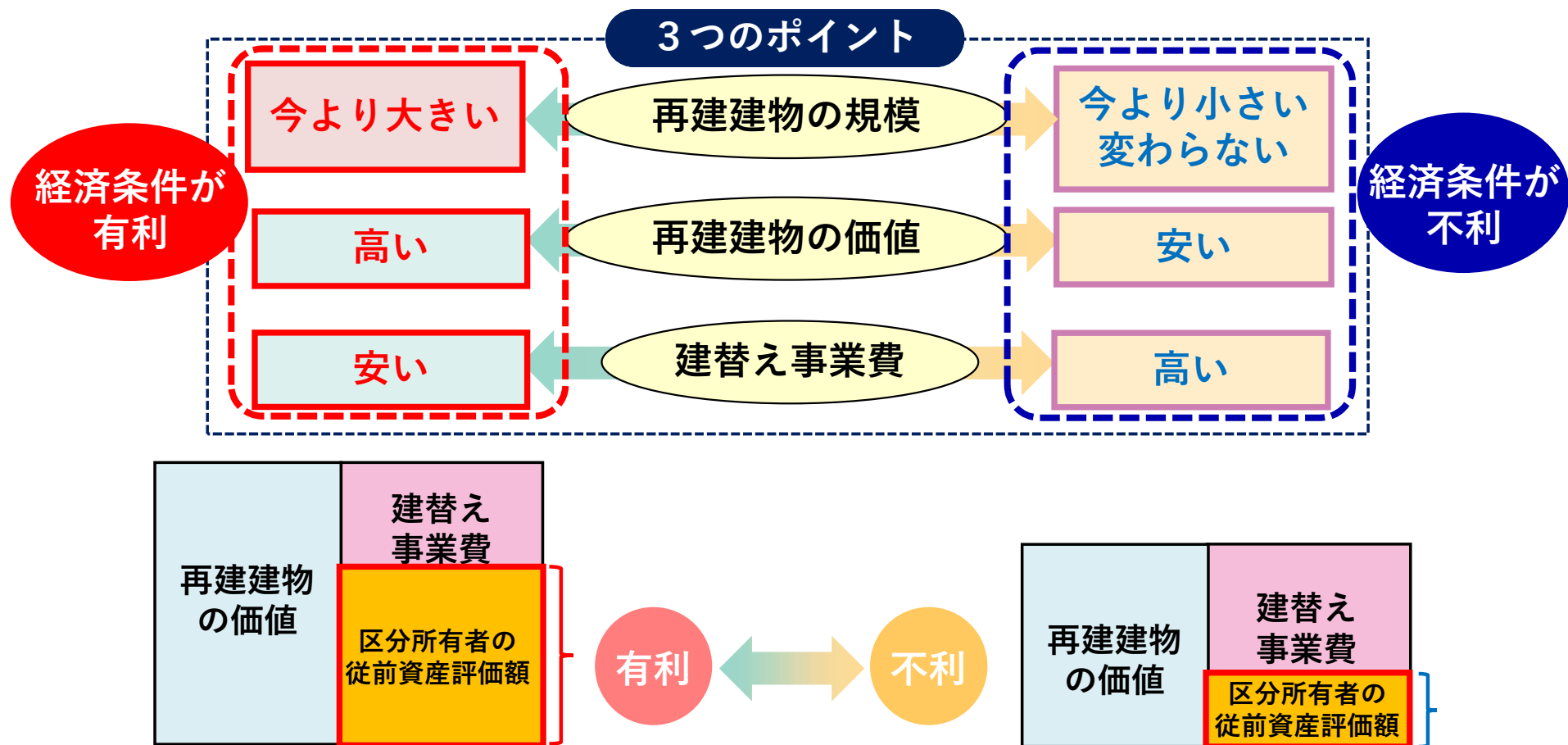
販売価格は同じで
事業費上昇



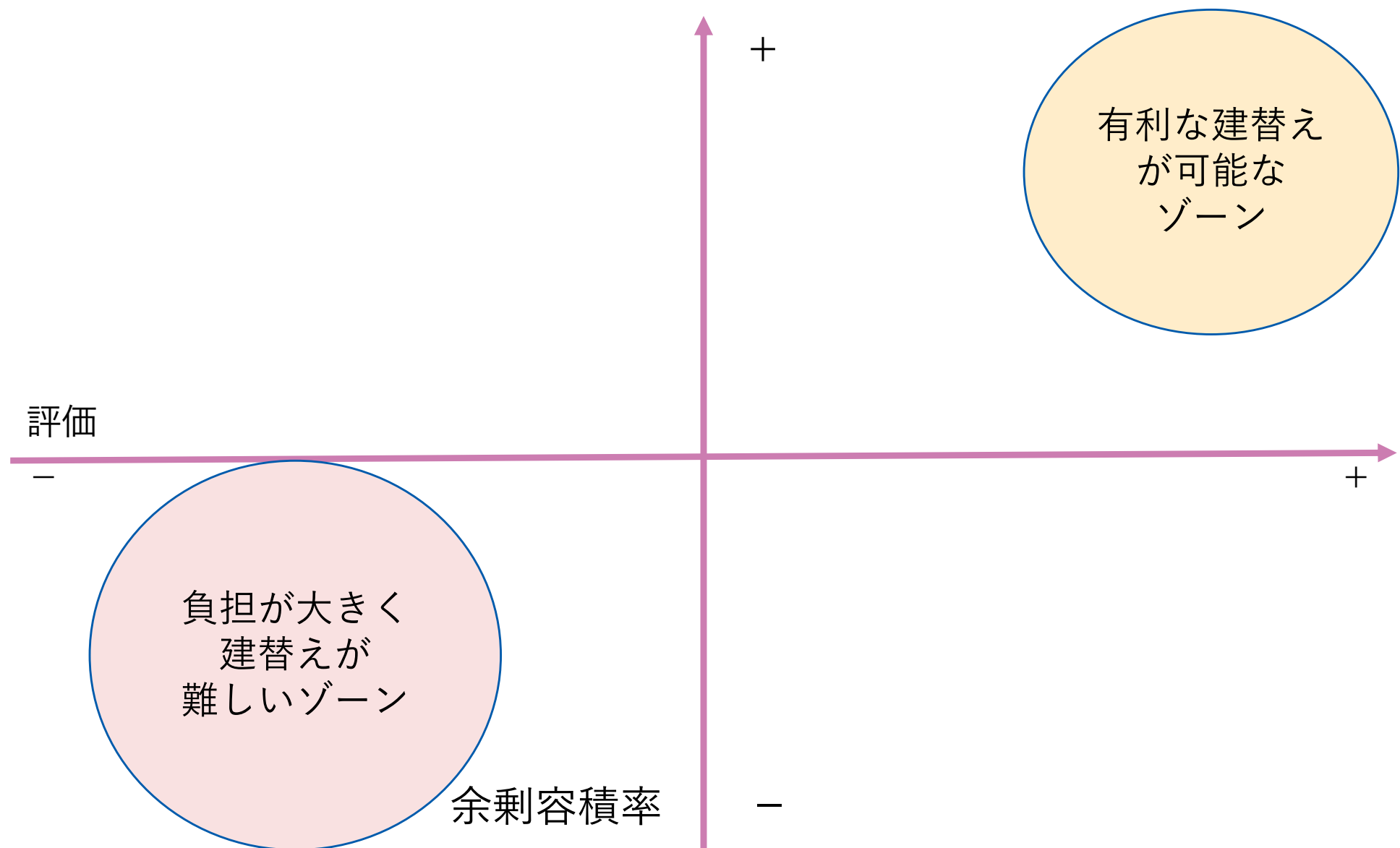
同じ場所でもマンション価格と事業費の上下により評価は異なる

建替えにかかる経済的条件について

建物規模や建物価値が大きく、建替え事業費が抑えられるほど、従前資産評価額は大きくなり、経済条件が有利になる

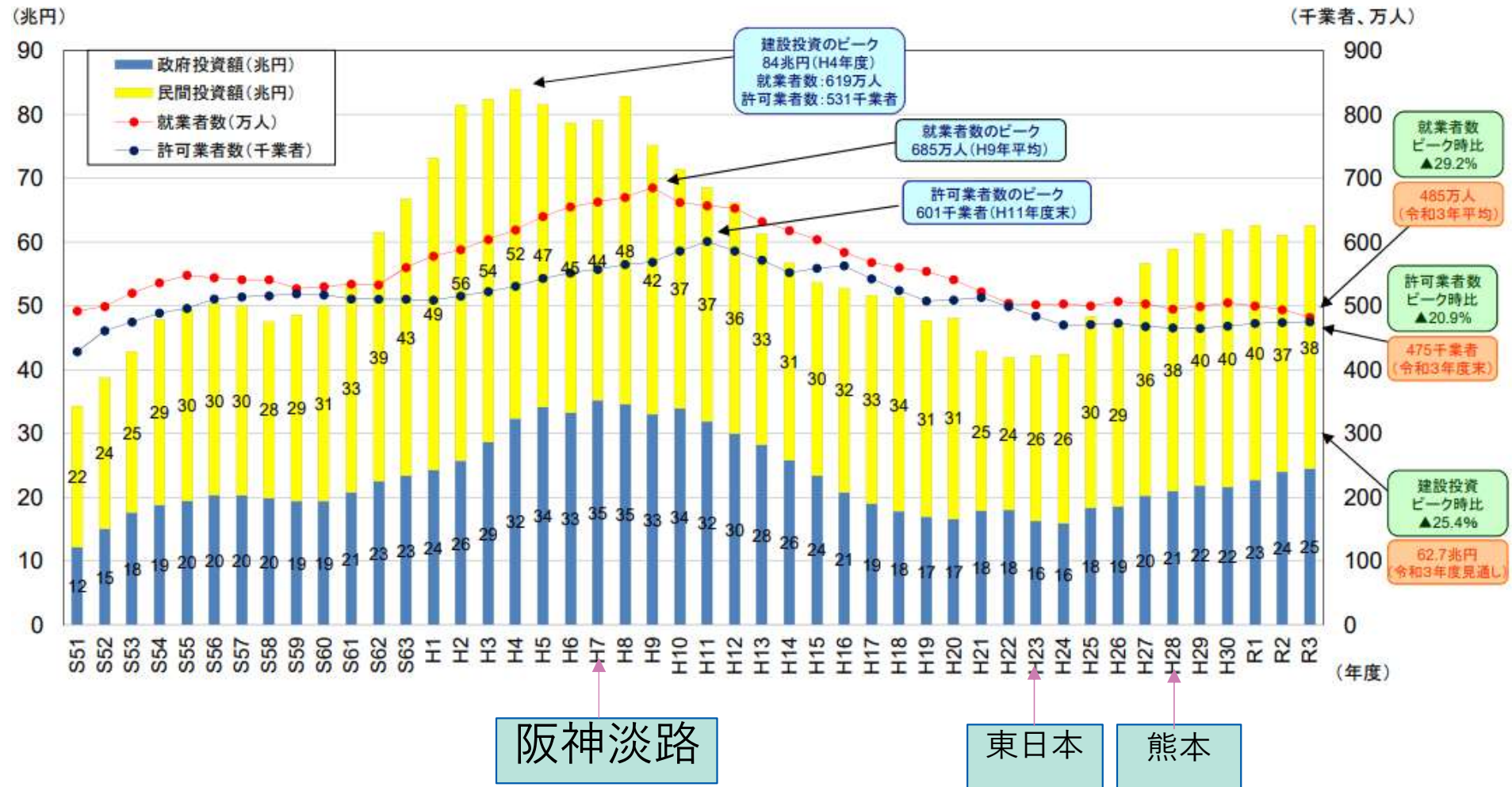


経済的な負担について



建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

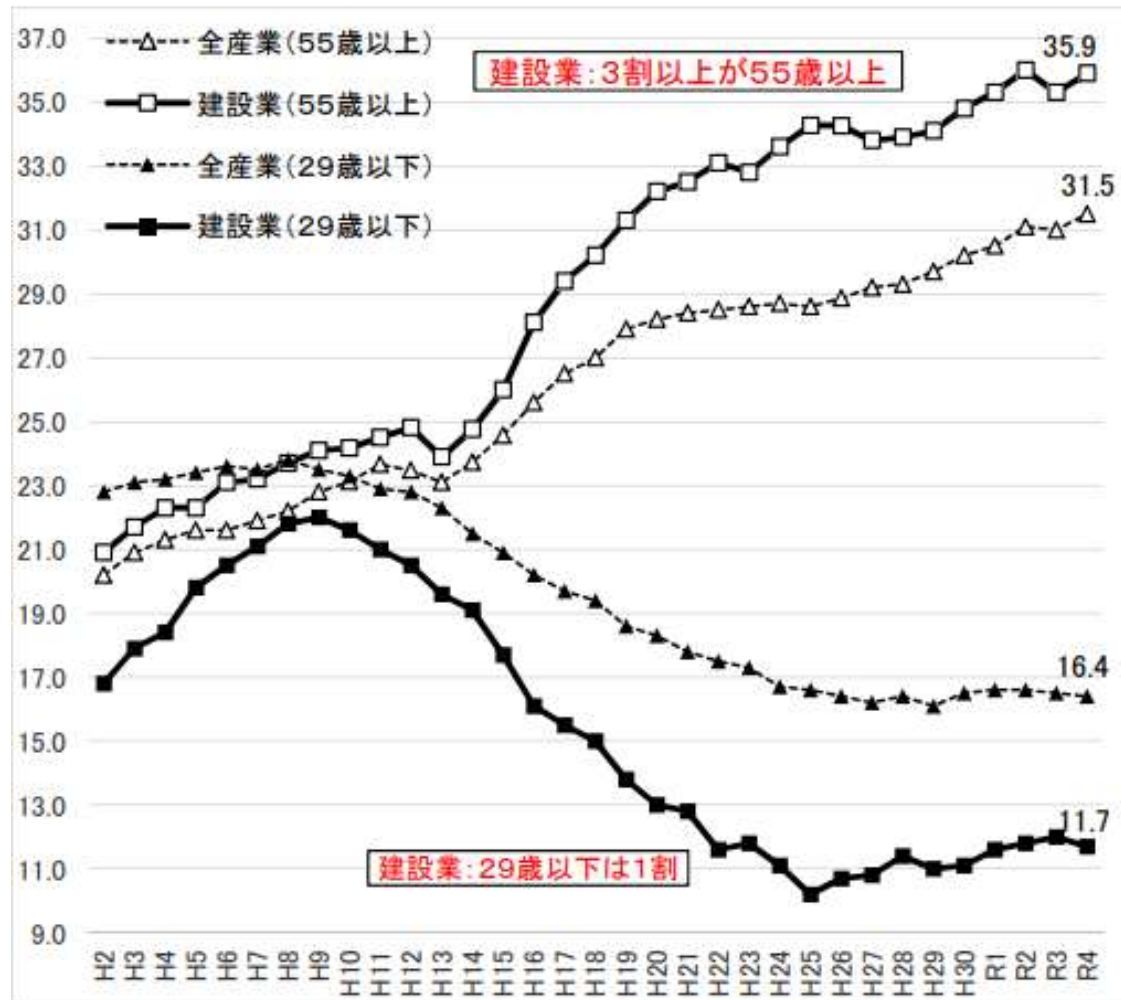
平成9年をピークに建設業従事者の数は減少している



出所国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」から国土交通省が作成した資料

建設業就業者の高齢化の進行

建設業従事者は高齢化・若年層の減少がより顕著である



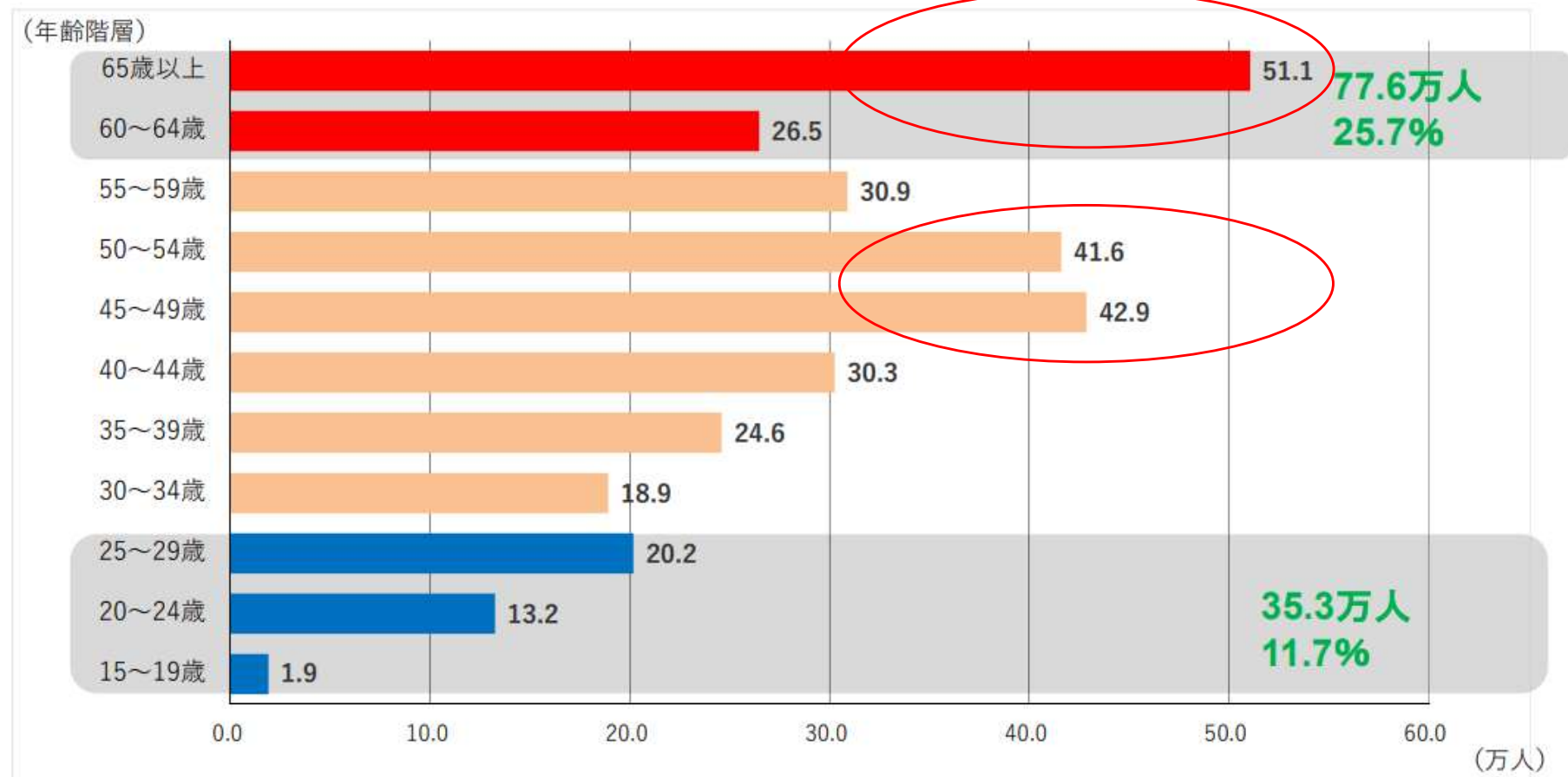
全産業における差

建設業における差

出典: 総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

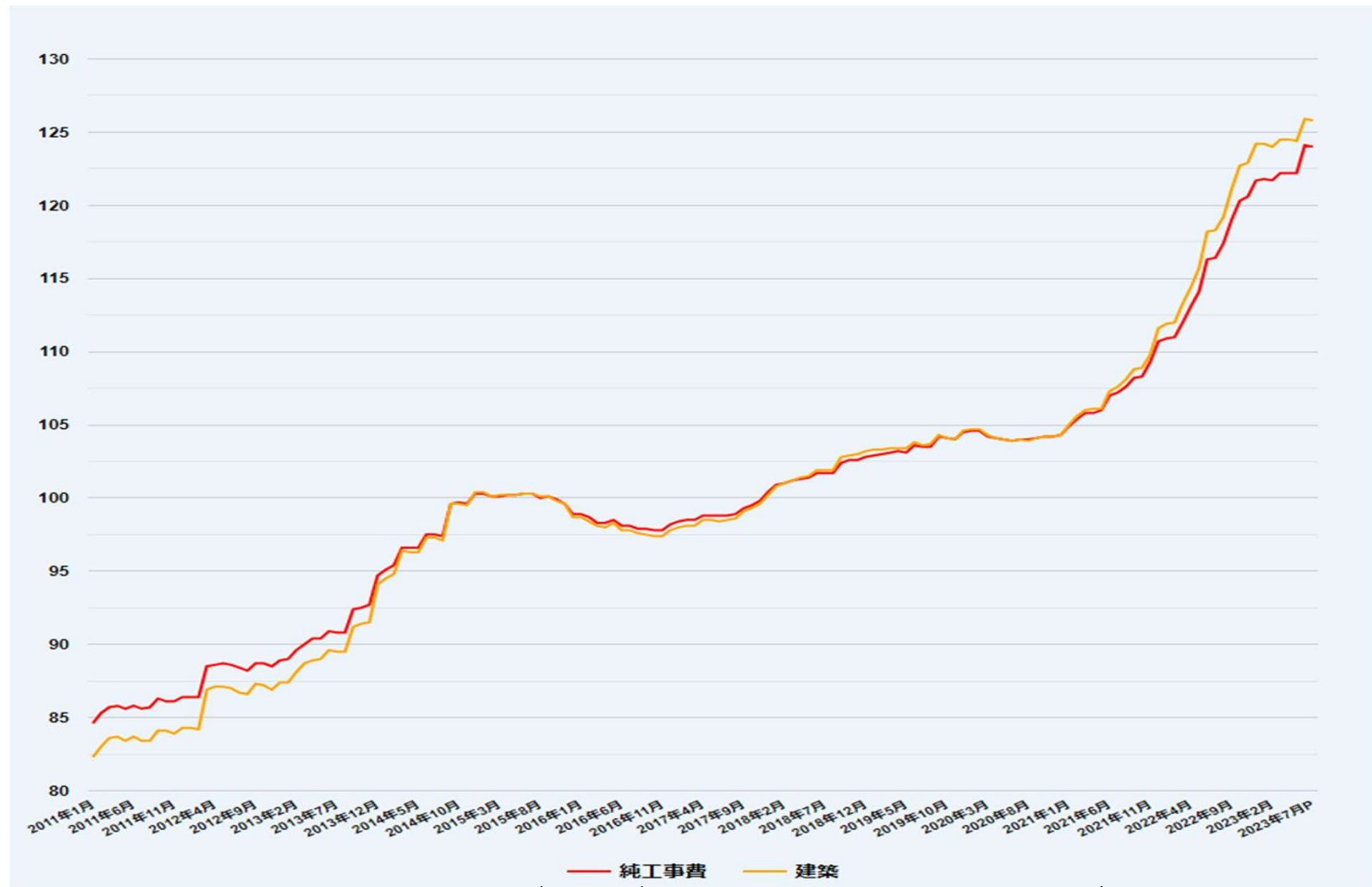
年齢階層別の建設技能者数

15～20年後には、建設従事者不足はより深刻な問題となる



出所: 総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

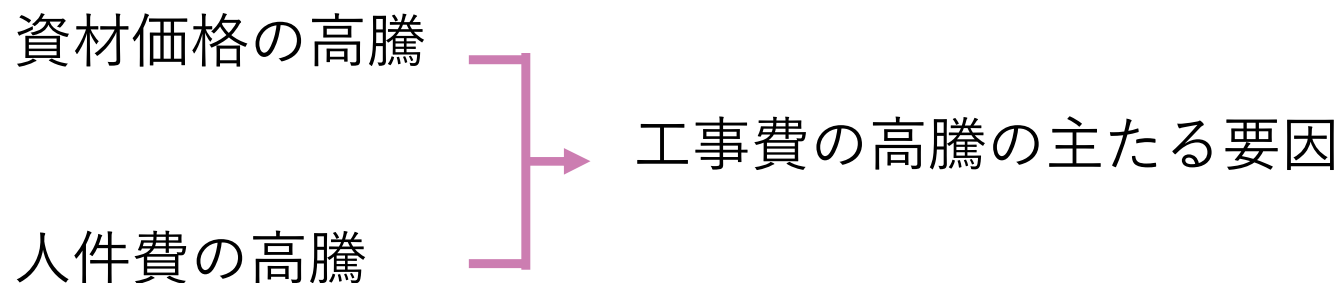
東京都 R C 造集合住宅の建築費の推移



(一財) 建築物価調査会のデータから転載

工事費の動向については注意が必要

建替え等のみでなく、大規模修繕等を検討するときにも留意すべき



資材価格は世界的な景気の影響で左右されるが、**人件費については、今のところ下がる要因がない**（機械で対応できない部分も多い）

現状の工事費を考えると、建替えを進める場合は区分所有者の負担は大きくなる可能性が高い。なお、大規模修繕を含め、近い将来に何らかの工事を予定している場合は、早めに対応されることを推奨したい。



事例 シンテンビル建替え事業 (アトラス左門町)

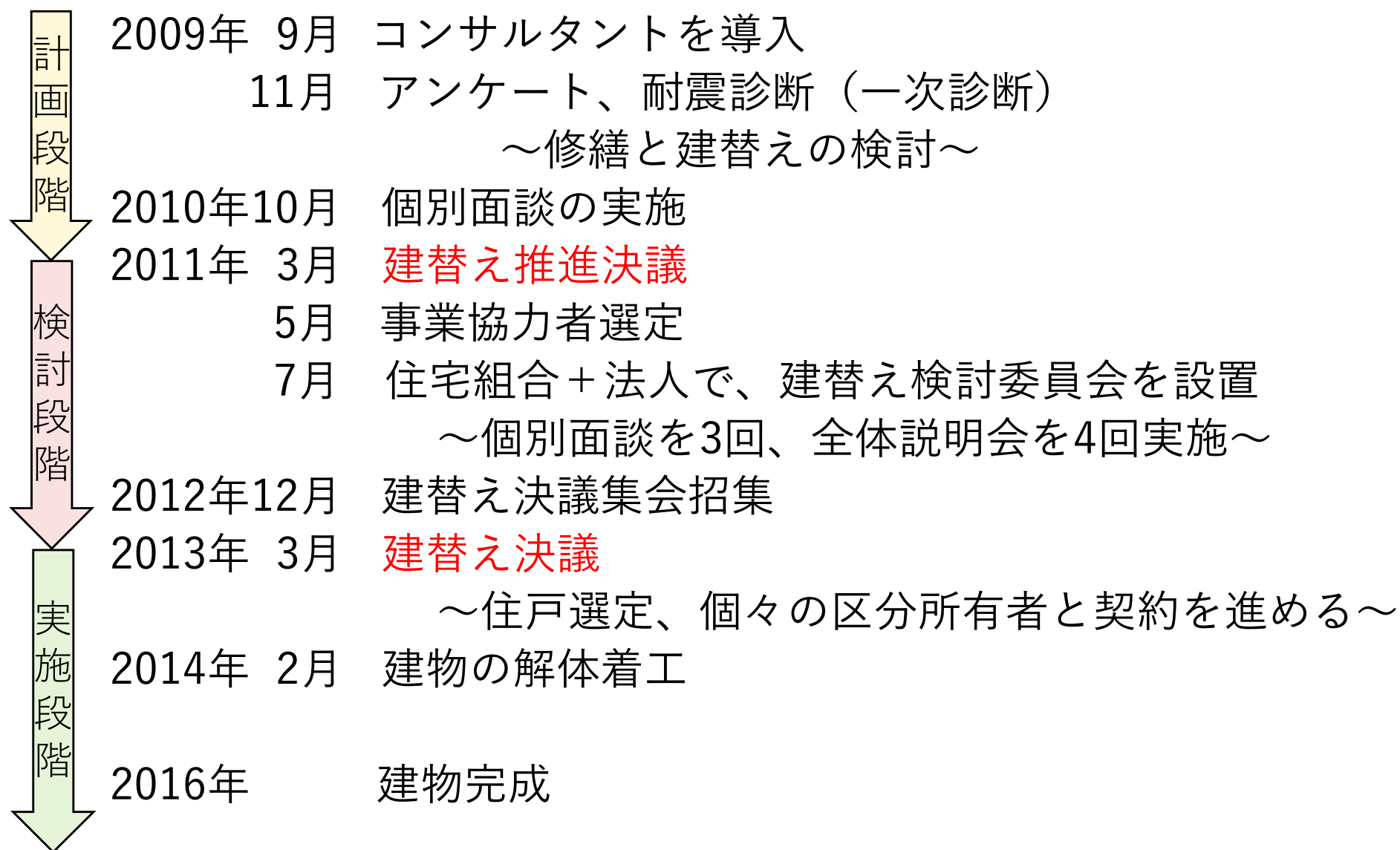
既存不適格マンションの建替え
等価交換方式



従前のマンション



建替えまでのスケジュール



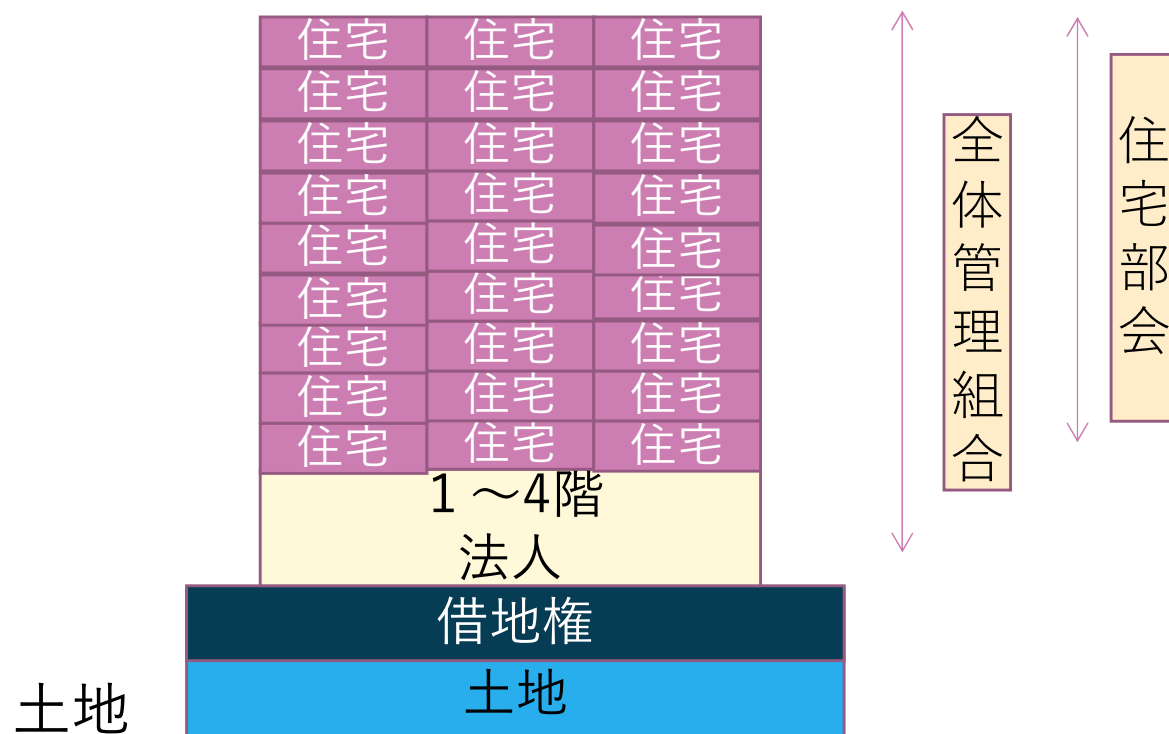
2009年当時このマンションが抱えていた問題

1. 建物の老朽化（この時点で築47年）
 - ①屋上、外壁からの雨漏り
 - ②給排水設備の限界（赤水発生 of 常態化）
 - ③エレベーターの交換時期の到来 など
2. 地震への不安
 - ①耐震性能不足の懸念
3. その他の問題
 - ①管理組合が正常に機能していなかった
（住宅と事務所で構成されているマンションだったが
住宅所有者だけで管理組合運営を行っていた）
 - ②管理に無関心な区分所有者が多かった

2009年当時このマンションが抱えていた問題

従前の状況

管理組合の本来の構成



通常は、建物の区分所有者全員で管理組合を構成することになるが、このマンションでは、住宅所有者だけで管理組合活動をしていた。なお、1～4階の法人区分所有者は、地主でもあった

マンション全体での総会が開かれていなかった



- ①住宅の管理組合の決議事項を法人と相談して対応していた
- ②そのため長期修繕計画もなく、共用部分の老朽化が進んでいた
- ③住宅部分の理事長が知人の専門家に相談をしたところ、旧耐震マンションであること、大規模改修等抜本的な対策を講じる必要がある旨も確認できた。



耐震診断の結果、耐震性に著しく問題があることが確認された

合意形成の時点における問題点

問題点	具体的な内容
認知	管理に関心のない区分所有者に、建物の現状をどのようにして認知させるか
積立金	建物全体の維持修繕のための積立金の仕組みがなかった
建物規模	建築関係の法律の改正により、建替えると現状より小さなマンションしか建たなかった
管理組合	法人区分所有者を含めた管理組合が設立されていなかった

従前従後の比較

従前マンション 1962年（S37年）竣工		再建マンション 2027年竣工予定
581㎡	敷地面積	581㎡
4,068㎡	延床面積	3,561㎡
地上11階、地下1階	階数	地上12階、地下1階
鉄筋コンクリート造	構造・設備	鉄骨鉄筋コンクリート造
27戸＋事務所1区画	総戸数	36戸＋事務所1区画
2DK、3DK	間取り	1K～2LDK
約40㎡～約50㎡	各戸専有面積	約28㎡～約53㎡

建替えを進める過程で生じた問題点

問題点	具体的な内容
借 家 人	オーナー区分所有者が借家人の明渡し問題でもめることが予想されるので、建替えに消極的だった
海外居住者	海外居住区分所有者がいた（直接の説明の機会が少なく、内容について理解をいただくまでが大変だった。）
高齢区分所有者	①再建後の住戸を取得希望者→仮住まい先の確保 ②移転（権利の売却）希望者→移転先の住まいの確保
成年後見	契約ができないため、成年後見人の指定が必要だった
相 続	子供がいない区分所有者が逝去、配偶者と兄弟姉妹の間に協議が長期化した

建替え決議と建替え推進決議の状況

1. 建替え推進決議（2011年3月）
→全体の78%が賛成
2. 建替え決議（2013年3月）
→区分所有者28名中25名が賛成

棄権	2	}	「催告」により全員が建替えに参加
反対	1		

このマンションでは、建替えたマンションを再取得するときの負担はかなり大きなものとなっていた。

負担が大きくなっても合意形成に至った理由

1. 建物についての危機感の共有

- ①エレベータの不具合や漏水等の問題により、区分所有者も建物が限界に近いことを潜在的に理解していた
- ②東日本大震災の経験

2. コスト管理の徹底と販売価格を上昇させる努力をした

- ①コスト管理を徹底することで、少しでも工事費を圧縮できるようにした
- ④販売価格をできるだけ高くするようにした（販売価格を高くすれば、区分所有者の権利評価も高くなる）

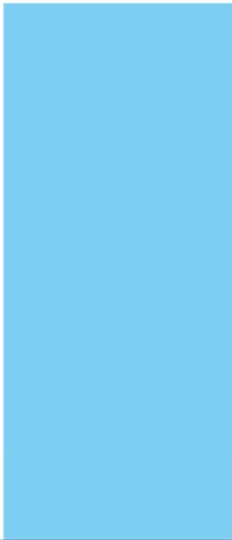
3. 個別の説明等も何度も繰り返すことで、理解をいただいた



事例 鹿児島観光ビル A 棟 B 棟

隣接地を併せた建替え事例

円滑化法 組合施行方式



事例 鹿児島観光ビルA棟・B棟 立地

所在：鹿児島県鹿児島市浜町

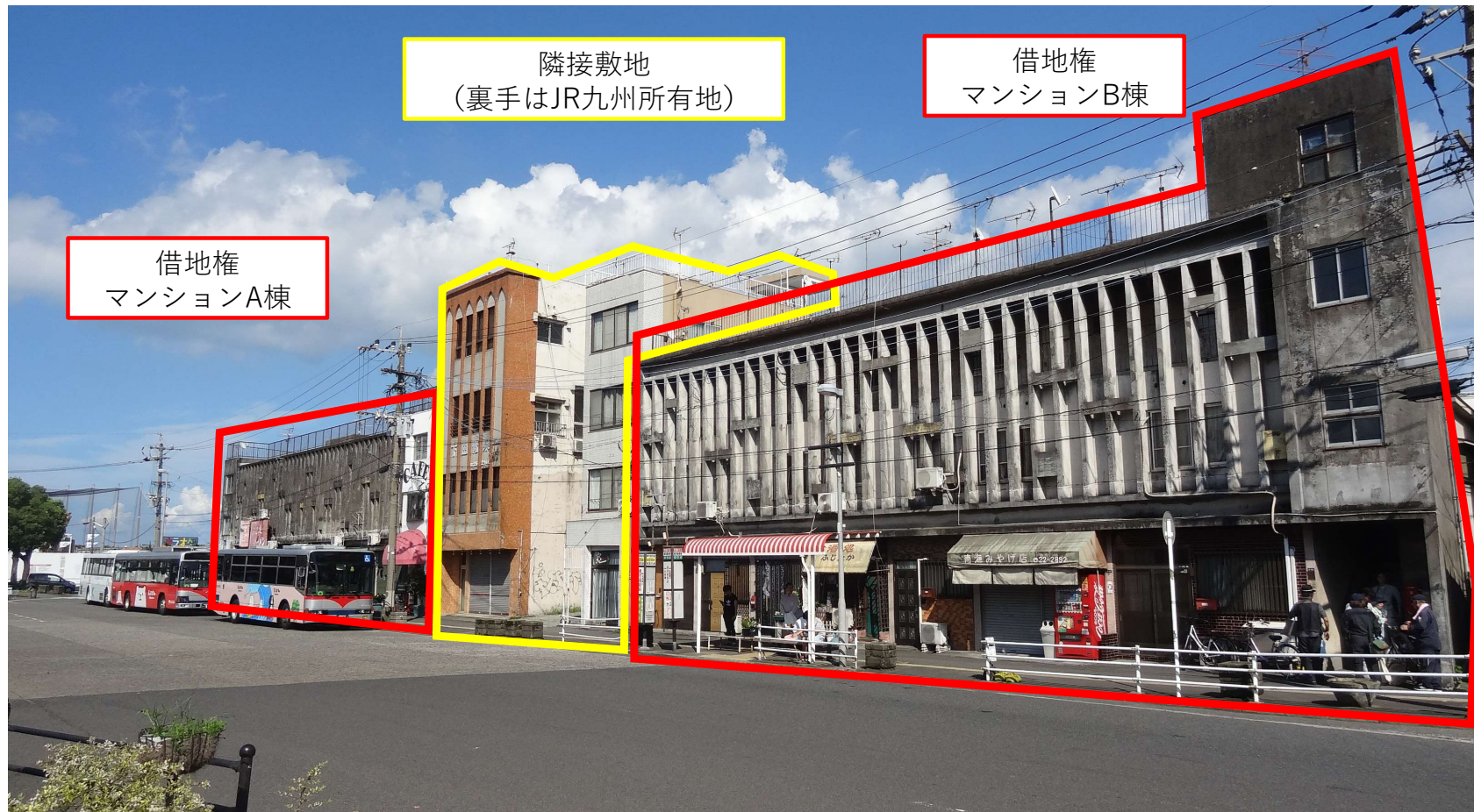
交通：市電「鹿児島駅前」・JR「鹿児島」 徒歩1分

駅前ロータリーに面する立地



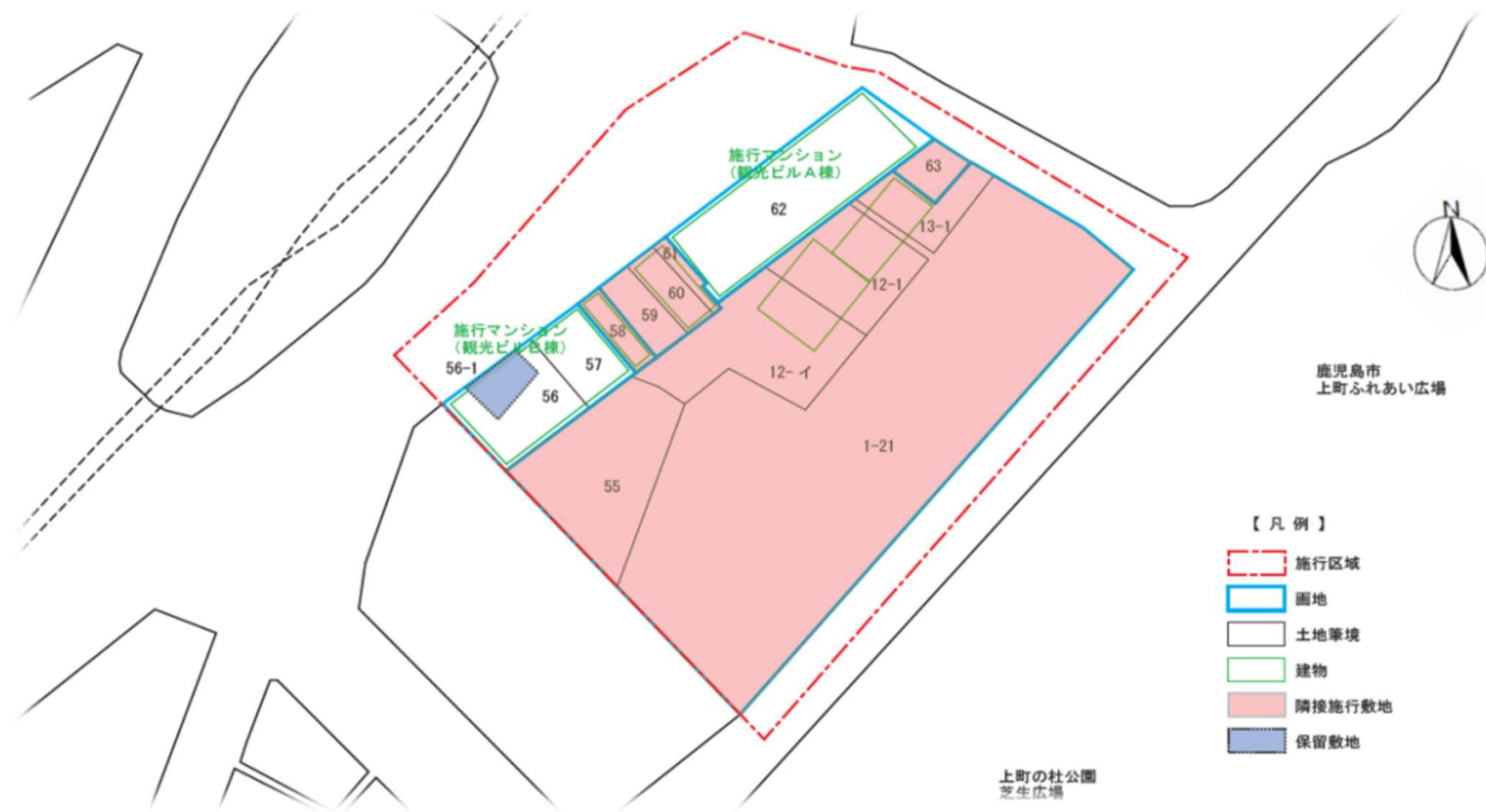
事例 鹿児島観光ビルA棟・B棟 建物と土地の状況（1）

従前建物：借地権マンション 鹿児島市が底地を所有
1958年竣工 RC3階
24戸（13戸／11戸） 区分所有者 22名



事例 鹿児島観光ビルA棟・B棟 建物と土地の状況（2）

- ・隣接敷地：JR九州及び法人1社、個人1人
- ・土地：3,849.01m²（1164.32坪）



事例 鹿児島観光ビルA棟・B棟 再生検討の背景

1. 駅前の再整備を進める必要性があった
2. 街区内にある2棟のマンションの老朽化も顕著だった

当初は「法定再開発事業」を想定

→県が補助対象としなかったため、「マンション建替事業」を選択
(優良建築物等整備事業による補助・容積率緩和を組み合わせ)



- ・隣接施行敷地を含めたマンション建替円滑化法での手続き
- ・鹿児島市の駐輪場の付け替え
- ・「借地権マンション」の再生についてはの対応ノウハウが必要



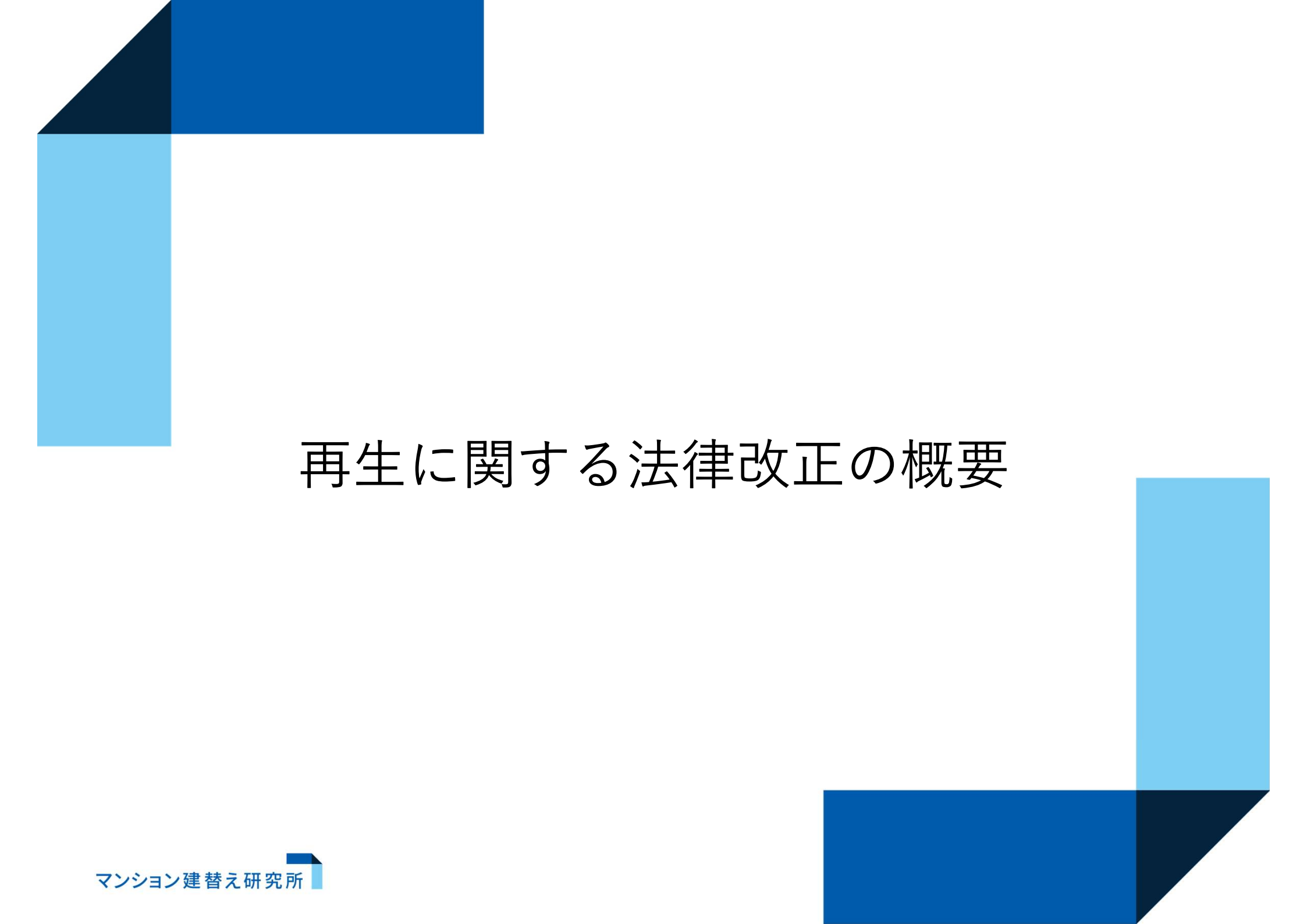
- ①鹿児島市から、隣接地を所有するJR九州へ、一体開発の打診
- ②JR九州から旭化成不動産レジデンスへ、共同参画の打診

時 期	事 業 の 経 緯
2018年12月	隣接地を所有するJR九州へ、一体開発の打診 ⇒旭化成不動産レジデンスへ、共同参画の打診
2019年1月	鹿児島市訪問 事業スキーム提案の依頼を受諾
2019年3月	鹿児島へ事業スキーム提案 ⇒市と共に管理組合理事会へ出席 パートナー 選定
2019年5月～	組合向け全体説明会（鑑定士等も交え仕組み等の説明）
2019年11月～	区分所有者向け個別説明 意向ヒアリング
2020年1月～	個別質疑対応・合意形成 事業説明・補償基準等
2020年8月	組合事業計画・予算等を取りまとめ提案 ⇒事業協力者に選定

事業の経緯	
2020年12月	A棟・B棟 同日に建替え決議 ⇒ 可決 (A棟13名：全員賛成／B棟11名：1名の非賛成)
2021年2月	鹿児島観光ビルマンション建替組合 設立認可 (二棟のマンションの同時建替え 一つの建替組合)
2021年10月	権利変換計画の認可 ⇒ 権利変換期日
2021年11月	解体工事着手
2022年3月	本体工事着手
2024年3月	竣工

再建後のマンション





再生に関する法律改正の概要

改正区分所有法で再生にかかるもの

基本的には以下のようなものを挙げることができる

1. 建替え決議の要件

- ① 議決権を有しないものは決議の対象から除かれる
- ② 一定の要件に該当する場合は 3 / 4 決議となる

2-1. 賃借権の終了請求

- ① 建替え決議が成立した場合、賃貸人や建替え参加区分所有者は、賃借人に対して賃借権の終了請求ができる
- ② 請求のあった日から6月経過後に賃借権は終了する（もっとも、賃借権の終了により通常生じる損失の補償金は支払う必要がある）

2-2. 使用借権、配偶者居住権の消滅請求

3. 再生手法の多様化

参考：建替え決議の多数決要件の緩和

原則は4／5決議であるが、以下のいずれかの要件を満たしたとき、区分所有者と議決権の各3／4に緩和

- ① 地震に対する安全性に問題があるケース
- ② 火災に対する安全性に問題があるケース
- ③ 外壁の剝離等により周辺に危害を生ずるおそれがあるケース
- ④ 給水排水管等の損傷、腐食等により著しく衛生上有害となるおそれがあるケース
- ⑤ バリアフリーに問題があるケース（法務省令である→3項）

2-2. 使用借権、配偶者居住権の消滅請求

参考：要件緩和等による影響

特に小規模マンションでは一票の重みが違う

区分所有者10人（議決権は各1）

区分所有者50人（議決権は各1）

非賛成者は2名まで

非賛成者は10名まで

比率は同じであっても、2名と10名には大きな違いがある

+

現行法では所在不明区分所有者（議決権行使がない）は非賛成者

所在不明区分所有者を議決権行使者から外すことに加えて、要件を満たした場合の決議要件の緩和は再生には影響を与えると思われる。

現状では、建替え決議の効力は賃借人には及ばない

課題 1：賃借人に対する明渡しの手続きが必要

- ①借家人が事務所や店舗のケースを中心に交渉が難航、長期化するケースがある
- ②また、明渡し交渉に、組合や参加組合員（事業会社）は関与できない（貸主本人か弁護士に依頼する事項となる）

課題 2：円滑化法の権利変換では借家権も権利変換の対象

- ①現実の建替え事例で借家権が権利変換された事例はほとんどないと思われる
- ②その結果、実際には明渡し交渉を進めている

マンション敷地売却事業を利用した建替えを進めるケースもある

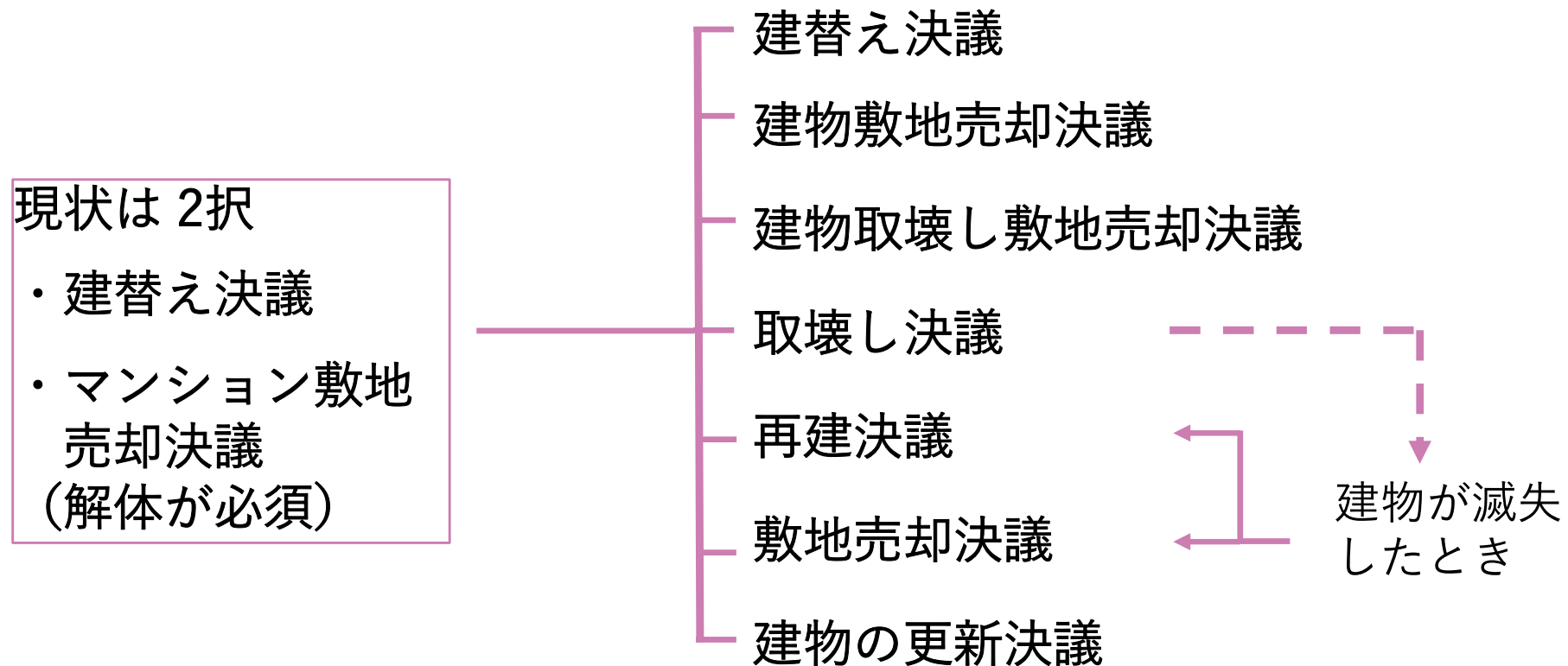
円滑化法のマンション敷地売却決議によるとき

分配金取得計画の認可を受けると、権利消滅期日に借家権も消滅
(ただし、移転補償費の支払いは必要となる)



マンション敷地売却後にデベロッパーがマンションを建築（旧区分所有者に建築したマンションを分譲することで建替えを実現）する

この手法を採用するときは、税制上の特例を受けにくいことがネックとなっている。その意味では、改正区分所有法の賃貸借の終了の制度は事業を進めるうえで歓迎されている制度である。



新設の決議にかかる「集会の招集」、「説明会の開催」、「決議非賛成者への対応等」については、「建替え決議」の仕組みに準じている。

一棟リノベーションについて

建物更新決議による場合と建物敷地売却決議による手法が考えられる

建物更新決議による手続き

主体：管理組合

（資金調達も管理組合で対応）

対応：建物の更新のために共用部分の形状を変更し、かつこれに伴い全ての専有部分の形状、面積又は位置関係の変更をする旨の決議を経て事業化

建物敷地売却を利用する手法

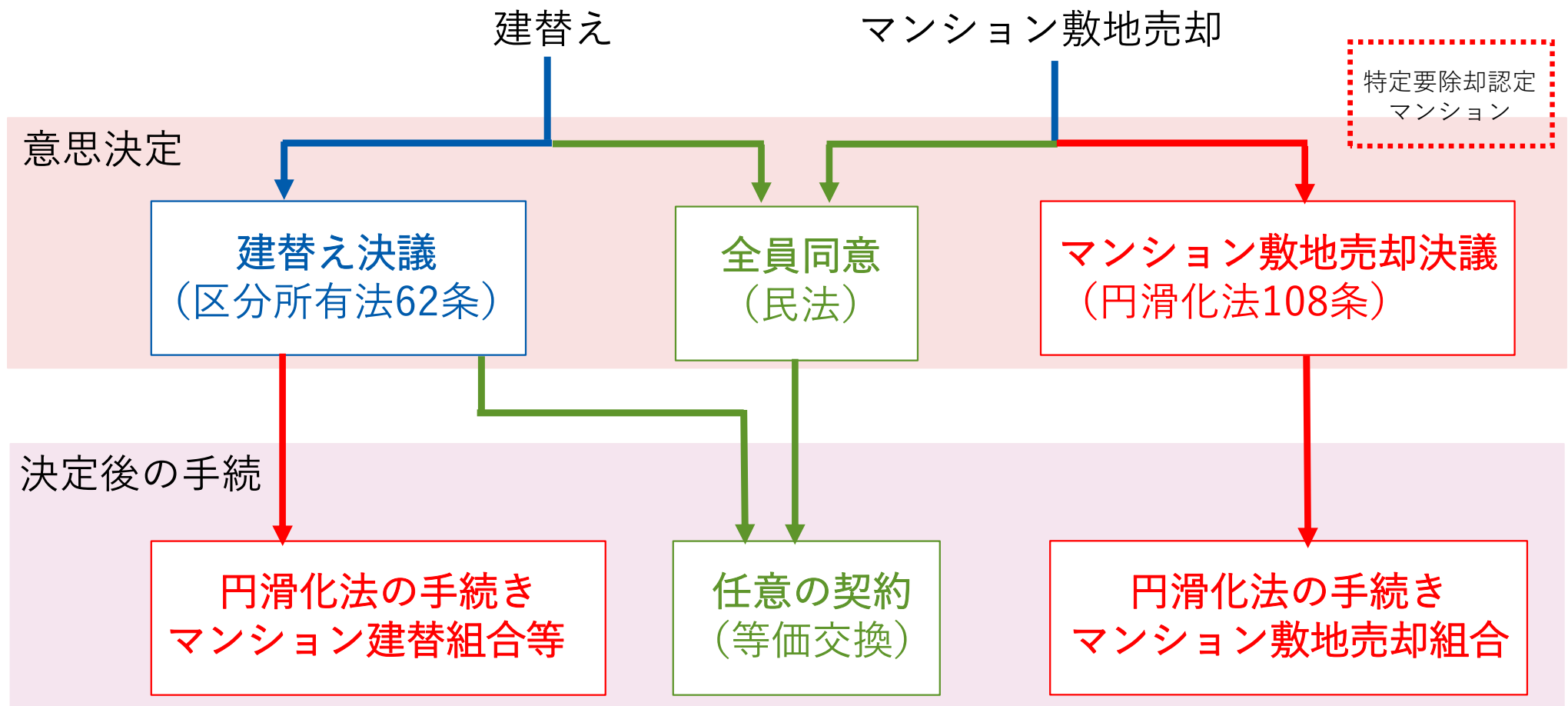
主体：購入者（デベロッパー等）

対応：建物敷地売却決議後、マンション等売却組合から建物と敷地を購入した者がリノベーションをして賃貸或いは分譲をする

住宅金融支援機構が、建物更新決議を進める場合の融資の仕組みも構築しているが、全ての専有部分の形状、面積又は位置関係の変更まで行わなければいけないのだとすると、対応は難しいかもしれない。

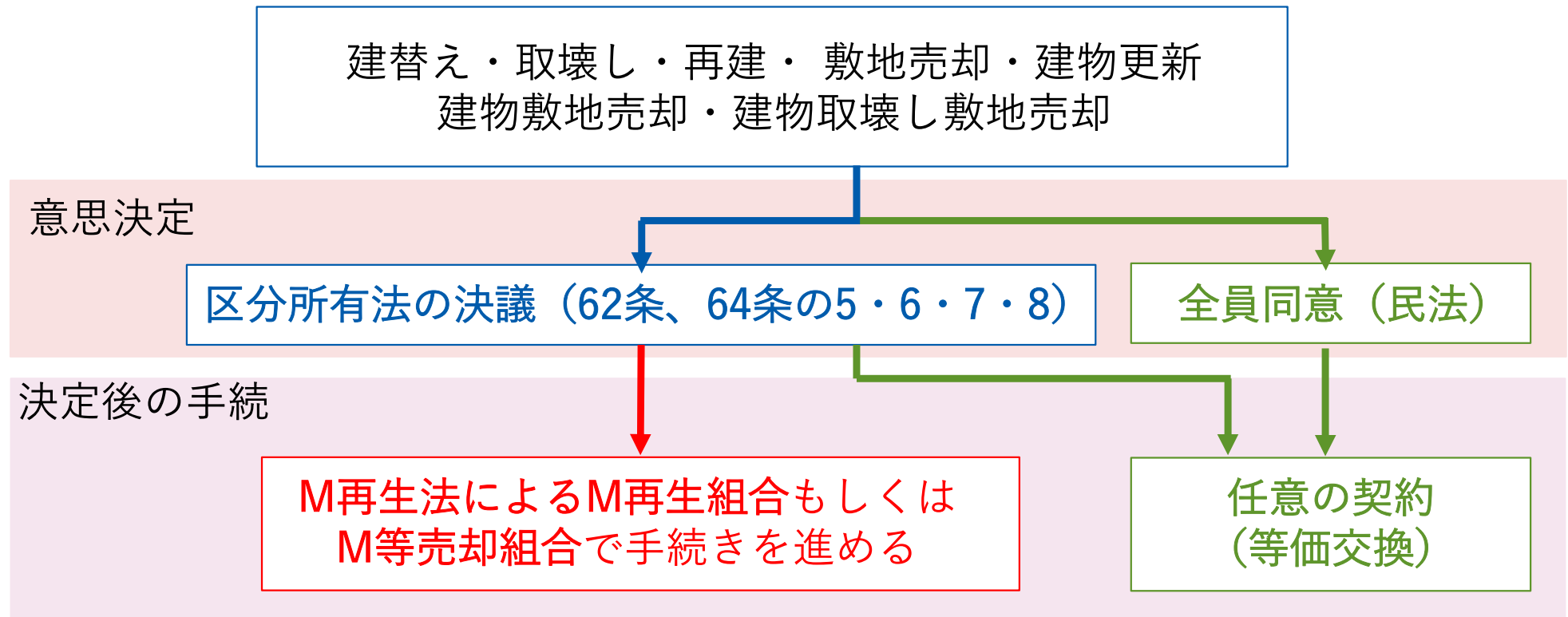
再生の決議にかかる法体系（現行）

現行法：「建替え」か「売却」かで適用する法律が異なる



再生の決議にかかる法体系（改正）

改正法：再生の「決議」は区分所有法の7種類に集約される



- 法改正で
- ・ 選択肢が増える
 - ・ 決定やその後の手続きが判りやすくなる

マンション再生法（旧円滑化法）の改正の概要

基本的には以下のようなものを挙げることができる

1. 組合の設立について

- ①従前は、建替え合意者の3／4の同意が必要とされた
- ②改正法では建替え合意者の集会における決議（出席者多数決議）となる

2. 決議後組合の設立まで

- ①現行法では、この間の活動について何の規定もない
- ②改正法では、建替え合意者等による集会の規定がある（集会で決議をすることで様々な活動の対応が可能となる）

3. 隣接地所有者や借地権の底地所有者も権利変換が可能となる

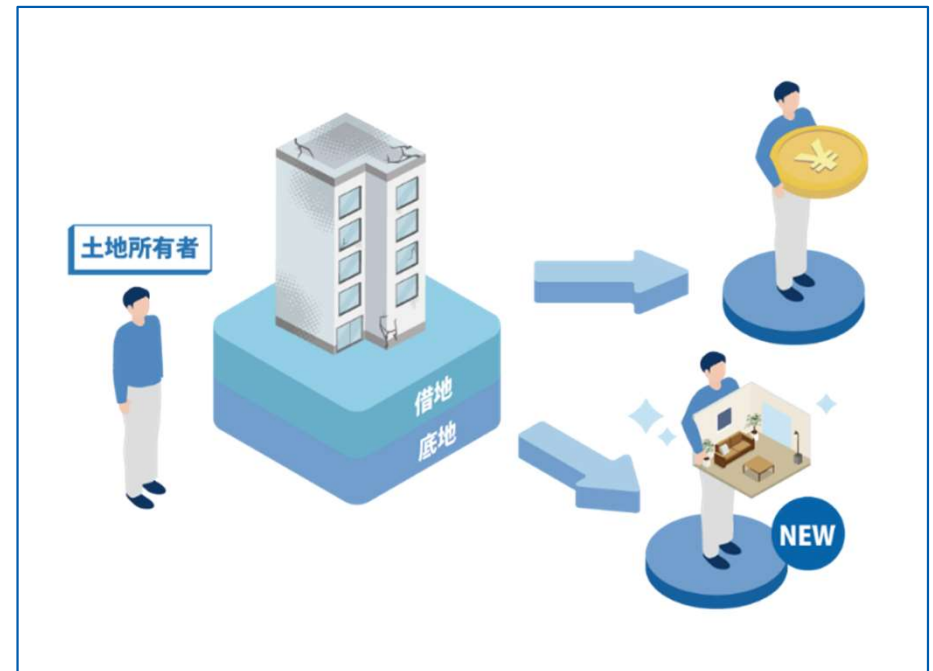
4. その他

隣接施行敷地所有者、借地権の底地所有者の権利変換

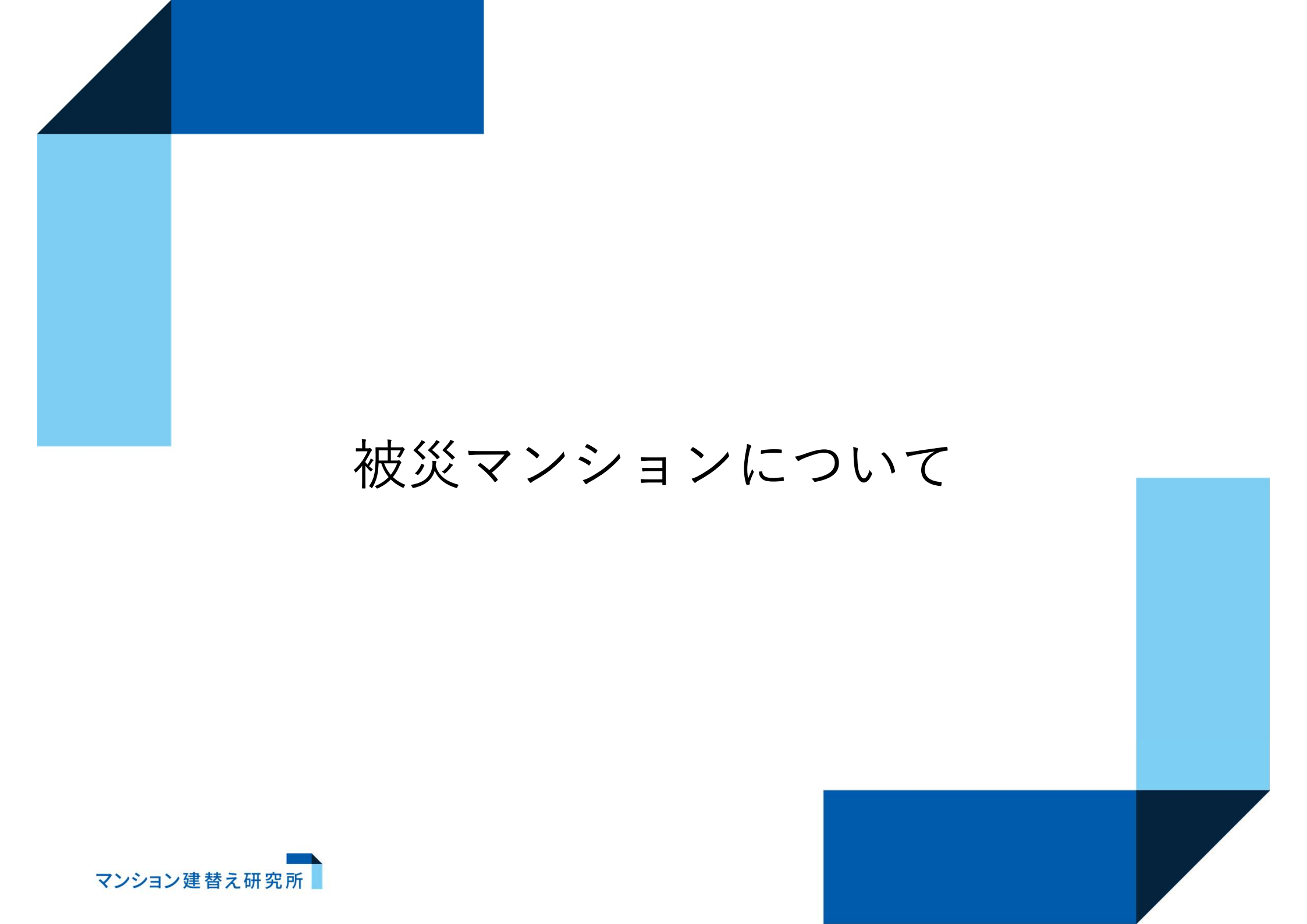
隣接地所有者について



底地所有者について



従前は、隣接地所有者は補償金の交付しか受けることができなかった。
また、借地権については、権利変換で所有権化することも難しかった。



被災マンションについて

被災マンションの復興関連（１）

大規模一部滅失をした場合の復興

現行法

①復旧は 3 / 4 決議

②建替えは 4 / 5 決議

③政令の指定を受けた災害のとき

- ・ 被災マンション法により、指定から 1 年間は建物敷地売却決議、建物取壊し敷地売却決議・取壊し決議が可能
- ・ 区分所有法61条14項の期間が指定から1年となる

改正法

出席区分所有者の 2 / 3 決議

政令の指定を受けた災害のとき

- ・ 指定から 6 年を超えない範囲で定める期間は、建替えも 2 / 3 決議となる。
- ・ 建物敷地売却、建物取壊し敷地売却、取壊し決議は区分所有法に
- ・ 区分所有法61条14項の期間も、改正法の政令で定める期間となる

被災マンションの復興関連（2）

建物が滅失した場合の復興

現行法（被災マンション法）

政令の指定を受けた災害のとき

- ・ 政令の指定から3年間は、集会を開き、管理者を置くことができる
- ・ 政令の指定から3年間は再建決議、敷地売却決議が可能となる
- ・ 政令の指定から3年間は敷地の分割ができない

改正法

建物が滅失したとき（区分所有法）

- ・ 滅失から5年を経過するまで、集会を開き、規約を定め、管理者を置くことができる
- ・ 再建決議等は区分所有法に規定
- ・ 分割禁止の期間が滅失から1月を経過する翌日から5年間となる

政令の指定を受けた災害のとき

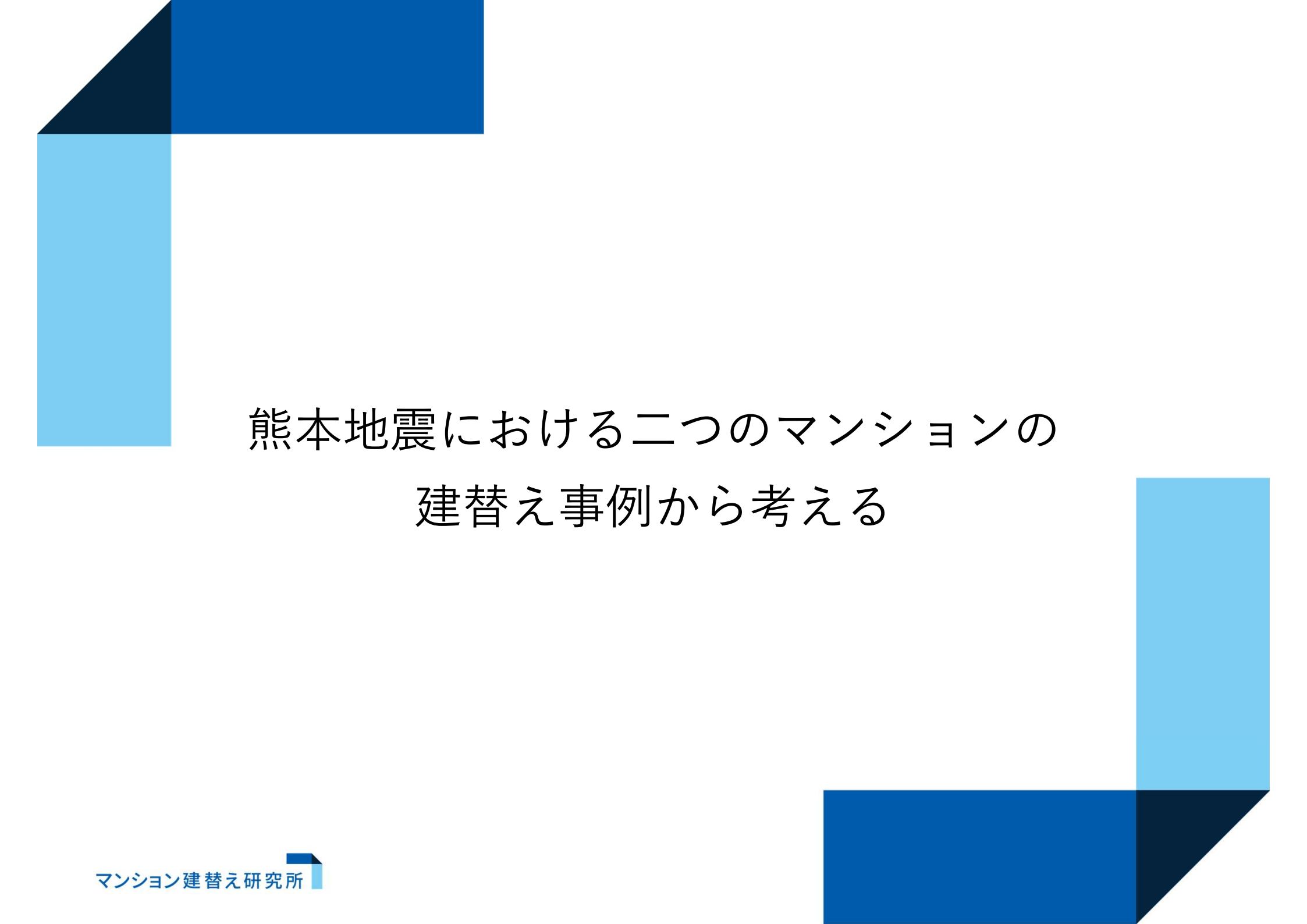
- ・ 政令指定から6年を超えない範囲で政令で定める期間内は、再建や敷地売却決議の要件は2／3に。

被災マンション法による決議では円滑化法を利用できない

- ①改正法では、被災マンション法の、「建物敷地売却」、「建物取壊し敷地売却」、「建物取壊し」、「再建」、「敷地売却」決議はすべて区分所有法で規定している
- ②それぞれについて、再生法の適用ができるようになっている

決議と組合

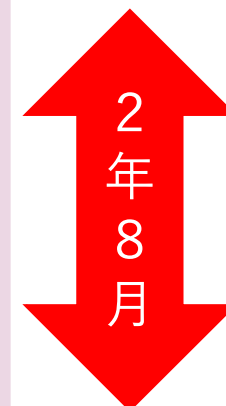
- | | |
|---------------------------|--------------|
| 建替え、建物更新、再建 | → マンション再生組合 |
| 建物敷地売却、建物取壊し
敷地売却、敷地売却 | → マンション等売却組合 |
| 取壊し | → マンション除却組合 |



熊本地震における二つのマンションの 建替え事例から考える

熊本地震における二つのマンションの建替えスケジュール

	A マンション	B 団地
2016年 4月 本震 6月 12月	罹災証明取得	建替え推進決議
2017年 9月		建替え決議
2018年 7月		権利変換計画認可・着工
2019年 6月	建替え推進決議	
2020年 5月 2020年 7月 2020年 8月	建替え決議 マンション建替組合設立	再建マンション竣工
2021年 5月	権利変換計画認可	
2024年 5月	再建マンション竣工	



二つの被災マンションから学ぶこと

ともに適切に管理されているマンションだった

適切に管理されていないと初動対応が遅くなる



二つのマンションとも初動期の対応は早かった（罹災証明も取得）



では、復興までの期間が大きく違った理由は？

A マンション

- ・ 復旧計画が頓挫するまでは専門家の関与がなかった
- ・ 被災した部分の復旧→売却→建替えの順番で検討を進めた

B 団地

- ・ 初動期から専門家とともに復興計画の検討を進めた
- ・ 当初から復旧と建替えを並行して検討していた

管理が不適切だと復興計画はさらに遅れたと思われる

日常管理の適否により、復興の手続きにおいても差が生じる

1. 管理組合が区分所有者を適切に把握しているか？

- ・管理組合として危急時の連絡先も把握しておくべき
(区分所有者と連絡がつかなければ復興の検討が進まない)

2. 修繕積立金が適切に積まれているか？

- ・復興に際しては資金も必要である
- ・なお、地震保険への加入も重要である

3. 防災マニュアルや避難訓練等の必要性

- ・日頃から備えをしているマンションは復興も進めやすい
- ・発災時だけでなくその後の手続きまでのマニュアル化も視野に

以上から導き出される平常時の備え

まずはマンションを適切に管理すること

以下のような点に留意すべき

- ①区分所有者それぞれが「管理」についての意識をもつこと
- ②定期的に規約を見直すこと
- ③組合員名簿（危急時の連絡先を含む）の整備
- ④防災マニュアルの作成、防災体制の構築等
- ⑤管理費や修繕積立金を適切に準備すること
- ⑥その他

「要配慮者」
の把握と対応
も検討する
必要がある

本日の講演に関する質問、お問い合わせは
下記宛にお願いします。

◆ 旭化成マンション建替え研究所

特任研究員 大木祐悟 宛

◆ ㊚ : ohki.yc@om.asahi-kasei.co.jp

◆ 件名 : 11/1 仙台市講演

こちらの 旭化成マンション建替え研究所
問合せフォームからも、ご利用いただけます。
(相談内容の1行目に「11/1 仙台市講演」
をご入力ください)

